

## 議案第269号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損 害 賠 償 の 相 手 方              | 損 害 賠 償 額 |
|------------------------------|-----------|
| 福岡市南区清水一丁目22番24号<br>日新交通株式会社 | 514,985円  |

## 2 事件の概要

令和4年11月4日午後8時45分頃、相手方日新交通株式会社所有のタクシーが、市内中央区西中洲3番1号付近の市道上において、停車しようとして道路左側に寄った際、当該市道の側溝のグレーチング蓋が斜めに立っていたため、当該グレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。